

## 付論 戦国大名の検地をめぐる

### 一

一九七〇～八〇年代前半における戦国大名研究の進展には、めざましいものがあつた。吉川弘文館から『戦国大名論集』全一八巻が刊行されたのも、その一証左であるが、そこで収録されている論文の過半は、この期に発表されたものである。戦国大名検地研究は、戦国法研究とならんで、こうした進展をリードしてきた分野である。<sup>(1)</sup>

もちろん、戦国大名検地に関しては、高柳光寿「豊臣秀吉の検地」<sup>(2)</sup>や、中村吉治「近世初期農政史研究」<sup>(3)</sup>など、戦前からの研究がなかつたわけではない。しかしそれは、領主が土地を支配し、地代を徴収する上での不可欠な条件である土地調査として、一般的に意義づけられるにとどまっていた。また、荘園制度の崩壊を決定づけ、それにかわる土地制度をつくり出したと評価されていたが、それでは、荘園制と戦国大名の検地によってつくり出された土地制度とは、どのような質的相違があるかという点については、明らかにされていたとはいえない。つまり、戦国大名検地が歴史上固有にもつた意義については、ほとんど解明が進んでいなかったのである。

戦後になって中村吉治氏が、戦国大名支配の独自の特徴は、上級権力として地頭・名主などの在地権力を被官化

し、かつ、彼らを排除して土地・人民を一元的に直接支配するようになったところにあると主張し、こうした体制をつくる上で、検地が重要な役割を果たしたとの見解を提出した<sup>(4)</sup>。しかし、その内容が具体化されるには至らなかつた。むしろ、戦国大名検地の典型とされた後北条氏の検地に関しては、段銭などの賦課基準設定という税制改革上の意義に研究の力点が置かれ<sup>(5)</sup>、社会経済的構造との関係については、十分深められてはこなかつた。

というよりも、戦国大名権力は、家父長的奴隷制に基づく名主ウクライドを基礎とし、名主を百姓身分に固定せんと意図しており、その点で、戦国大名権力の支配体制は、本質的には荘園制的支配体制と異ならなかつたとする安良城盛昭氏の見解<sup>(6)</sup>の圧倒的影響力のもとに、戦国大名検地には高い歴史的評価は与えられていなかつたというのが現実であろう。

安良城氏によれば、戦国大名の検地は、所領<sup>(7)</sup>土地所有の大小に応じた軍役の賦課と、年貢夫役賦課の統一的基準の設定という二つの目的をもって行われたが、家臣・農民の抵抗によって、その目的をほとんど実現することができなかったのである<sup>(7)</sup>。

研究の進展は、以上のような戦国大名検地評価を一変させるものとなった。その代表として、有光友学「戦国大名今川氏の歴史的<sup>(8)</sup>性格」、勝俣鎮夫「遠州浜名神戸大福寺領主進案について」・同「戦国大名検地に関する一考察」<sup>(9)</sup>をあげることができる。ここでは、以下のような戦国大名検地像が示されている。

畿内近国周辺の中間地域に典型的に成立する戦国大名領国においても、名体制は解体期にあり、荘園制下で年貢・公事として収取される部分以外の剰余部分である加地子を取得する権利が、広汎に成立していた。戦国大名検地は、名体制を否定した新たな収取体制をつくるだけでなく、この権利を否定し、それを自らの知行制の中に編入することを目的として、実施された。その結果、この権利を所持していた基本的階層である有力農民は、その存立<sup>(10)</sup>

基盤を奪われ、戦国大名に軍事奉公をし、かつ戦国大名権力の在地支配の末端を担うことによって、あらためて権利を保障してもらおうか、さもなくば一般農民に転落するかを選択を迫られることとなった。このように、戦国大名検地は、収取体制強化だけでなく、農民層を分断し、在地における階級配置に大変動をもたらす、一種の兵農分離的意義をも有していたのである。

一九七六年の夏、日本中世史の若手研究者の集まりである中世史サマーセミナーが、当時続々と発表されていた検地研究に刺激を受けて、全国の戦国大名の検地の実態についてのシンポジウムを行った。そのとき、中世前期を専攻する某氏が、「このごろの戦国期研究は、検地検地と騒いでいるが、何を問題としているのかよくわからん。荘園領主だって検注をやっているではないか」という率直な意見を述べたことが、非常に印象的であった。いまに思えば、当時すでにそれに対する回答は出されていたのであるが、やはり全体的な研究の到達段階は、このようなものだったのであろう。研究の進展を確認させるに十分足るエピソードである。

- (1) 一九七〇年代の戦国期研究の概要については、第一章参照。
- (2) 『岩波講座日本歴史(戦前版)』(一九三五年)。
- (3) 一九三八年、岩波書店。
- (4) 『戦国大名論』(『岩波講座日本歴史 中世4』一九六三年)参照。
- (5) 佐脇栄智『後北条氏の基礎研究』(一九七六年、吉川弘文館)参照。
- (6) 『太閤検地の歴史的前提』(『日本封建社会成立史論 上』(一九八四年、岩波書店)所収)参照。
- (7) 『太閤検地と石高制』(一九六九年、日本放送出版協会)参照。
- (8) 『日本史研究』一三八号(一九七四年)。

- (9) どちらも『戦国法成立史論』(一九七九年、東京大学出版会)所収。  
 (10) 名主・在地小領主などと規定されている。

## 一一

とはいえ、現在に至っても、こうした戦国大名検地の社会経済的画期性が、全面的に承認されているというわけではない。依然として、さまざまな批判・消極的評価が提出されていることも事実である。そこで共通しているのは、戦国大名検地が不徹底であったとする点である。それでは、なぜ不徹底とならざるをえなかったのか。一般的には、農民や領主の抵抗が強かったことがあげられるが、より歴史具体的には、前述の安良城氏も含めて、日本中世社会を荘園制社会と一括して理解する大方の立場から、戦国大名は荘園制を否定し新しい土地制度を生み出すことができず、結局、荘園制に依拠して支配せざるをえなかったことによると考えられているようである。<sup>(1)</sup>

その場合の荘園制とは、何であったのか。この点になると、話がいささかあいまいになるといわねばならない。荘園制とは、本来、貴族・寺社などの中央領主が、職の体系を通じて、不在地的に年貢・公事を徴収する土地制度である。この荘園領主が有していた年貢・公事徴収権を保障していたのは、当時においては室町幕府体制であったが、室町幕府の支配力がいちおう及んでいた畿内近国は別としても、中間地帯に典型的に成立する戦国大名領国においては、この保障体制は機能していたとはいえない。<sup>(2)</sup> また戦国大名も、職の体系に組み込まれることによって土地支配を実現していたわけではない。

これに対しては、イデオロギーの側面から、農民が領主の収取強化に対して、荘園制下で形成されていた「先

例」に依拠して抵抗していたこと、逆にいえば、荘園制的収取体系以外に領主側が収取の名分をもちえなかったことが主張されることもある。しかしそれでは、戦国大名領国段階以前の国人領主支配において、荘園制下で定められた公田を大きく上回る面積の土地が、所領として掌握されていたことの意味が説明できなくなるであろう。<sup>(3)</sup>

また、荘園制下の土地区分の基本単位である「名」が、収取単位として維持されていることに根拠が求められることもある。つまり、名——ということとは、そこでの年貢・公事徴納責任者である名主——を通じることなしには、支配は実現できなかつたというのである。しかし、名の制度的あるいは単なる名称としての存続をもって、直ちに荘園制の存続の根拠となしうるかどうか自体、問題である。実態的根拠としては、土地売買が行われ所有権が移転した後も、依然荘園年貢が、名を単位として設定された責任者（「名おや」「名本」）を通じて納入される体制が存在していたことがあげられている。しかし、この「名おや」「名本」制度自体が、在地における土地移動に対応できない不在地主Ⅱ荘園領主がとつた苦肉の策であつたのであり、名体制の形骸化・解体を示すものなのである。<sup>(4)</sup> だからこそ、戦国大名は検地によつて一筆ごとの土地を把握し、そのそれぞれに負担責任者を設定するのである。

このように、名称・名分の存在から、現実の社会関係の中でそれが有していた意味を問うことなく、直ちにそれを実体視するような方法には、大きな問題がある。同じく、戦国大名が領国支配において新たにづくり出した体制を評価せず、前代の制度の継承面を強調する立場からする、戦国大名に対する「戦国期守護」という規定にも、これと同じ問題が存在する。これは、戦国大名が領国一円に行使しえた権限は、守護裁判権・軍事指揮権など、室町期の守護権に基づくものに限られるとする見解である。<sup>(5)</sup>

こうした事実認識の可否自体も問題としなければならないが、ここで強調したいのは、守護とは、室町幕府—守護体制の中に位置づけられてはじめて守護といえるのであって、制度的権限の継承のみをもって、直ちに実体と同

一視すべきではないことである。「今川仮名目録」において室町幕府からの自立を宣言した今川氏が、その中で依然守護と自称しているからといって、今川氏を「戦国期守護」と規定することに、どのような積極的意味があるというのだろうか。

戦国大名検地積極評価論批判としては、結局、安良城盛昭氏の、戦国大名が「名主百姓」(1)家父長的奴隷主を権力の基盤に置き、したがって、その経営基盤を擁護し、「作あい」を容認せざるをえなかった、すなわち、家父長的奴隷制の解体につながる加地子否定を目的とする検地は強行できなかったという説明が、唯一説得的であるといわざるをえない(その当否は別として)。

- (1) 藤木久志「莊園制解体期の村落と領主」(『戦国社会史論』(一九七四年、東京大学出版会)所収)参照。
- (2) 拙稿「大名領国制の展開と將軍・天皇」(講座日本歴史 4(一九八四年、東京大学出版会)参照。
- (3) 田沼陸「室町幕府と守護領国」(講座日本歴史 3(一九七〇年、東京大学出版会)参照。
- (4) 大山喬平「戦国大名領下の莊園所領」(小葉田教授退官記念「国史論集」一九七〇年)、同「公方年貢について」(『大阪市立大学人文研究』二二—四号、一九七一年)参照。
- (5) 矢田俊文、「戦国期甲斐国の権力構造」(『日本史研究』二〇一号、一九七九年)参照。
- (6) 「戦国大名検地」と「名主加地子得分」・「名田ノ内徳」(第一節(注6)書所収)参照。

## 二二

それでは、現実の戦国大名検地はどのようなものであったのか。ここでそのすべてにわたって詳述はしないの

で、この問題を考える際のポイントをいくつか指摘して、執筆の責を塞ぎたいと思う。

戦国大名検地の意義をめぐって、安良城氏と勝俣氏との間ではげしい論争がたかわれていた。そこで最大の対立点は、安良城論文の題名からもわかるとおり、戦国大名検地が新たに把握したものが、名主加地子であったのか、それとも隠田であったのかという点である。なぜこれが決定的対立点となるのか、疑問の向きも多いと思う。史料解釈上の問題はともかく、どちらにせよ増分が打ち出されたことは事実であり、年貢増徴・軍役負担増という戦国大名検地の直接の目的は達成されているからである。

確かに、可視的に存在する隠田のほうが、社会関係としてしか存在しない加地子収取関係よりも把握しやすいといった、技術的レベルでの相違はあろう。しかし、増分を把握された側の受ける打撃は、それが本年貢部分にあたるのか、それとも加地子部分にあたるのかといった制度的区分によって、いかなる相違があるであろうか。もちろん、耕地の開発・再開発の問題や、経営の粗放・集約性の問題を視野に入れば、単位面積あたりの年貢賦課量の多少は、当時開発・経営を主導していた層にとっては重大な影響をもつ問題かもしれない。しかし、最初の問題提起者である安良城氏は、自身にとつては自明のことであるためか、この点が家父長的奴隷主の経営にとつてどのような影響の相違をもたらすかについて、具体的には論及されていないのである。

むしろ安良城氏は、氏自身が隠田と理解する「名田ノ内徳」が独自に把握されることすら「レアケース」であつて、一般的には、荘園制解体過程を通じて形成された強固な慣習法的保有権である「名田」所持は容認され、いったんは把握された踏出分も、結局は赦免されることになるのである。しかし、それは「赦免」という語感にとらわれた解釈であつて、それでは軍役を負担する下級給人が広汎に創出されたことの意味を正しくとらえることはできない。

彼らは、軍役負担の反対給付として踏出分が赦免されたのであり、彼らの権利は旧来と同じ形で保障されていたわけではないのである。確かに、後北条領国では「内徳」部分が赦免されていたことを示す史料<sup>(2)</sup>が存在する。しかし、これとても、従来名主が所持していた権利がそのまま黙認されたのではなく、賦課対象面積の拡大と、莊園制<sup>(3)</sup>下の本年貢高を大きく上回る段別五〇〇文の基準貢高設定によって、大幅削減をうけた上でのことなのである。

同時に、一定の内徳が容認されていた事実にも留意する必要がある。しかしそれは、戦国大名が家父長的奴隷制保護、あるいは在地不掌握の権力であったことを示すものではない。それは、戦国大名が在地領主制を基礎とし、在地領主である家臣を通じて人民を支配する権力であったことによると思われる<sup>(4)</sup>。

今川領国下の「名職」所持者に典型的に見られるように、戦国大名検地を通じて下級給人に編成された旧有力農民層は、軍役負担だけでなく、年貢の徴納も引き続き義務づけられていた<sup>(5)</sup>。戦国大名は、彼らの有していた在地支配力を、強固な権力基盤の構築のために積極的に利用する政策をとったのである。またそれは、戦国大名領国支配確立の最大の障害となっていた有力國人領主的家臣の在地支配力を、掣肘・形骸化する役割も果たしていた<sup>(6)</sup>。こうした層に対する軍役賦課は、在地支配から遊離して職業軍人化した層と同一には行えなかったであろう。彼らの在地支配のための費用は、別途「代官給」のような給分として与えられるか、「内徳」を赦免される形で保障されていたと考えられるのである<sup>(7)</sup>。

こうしたことから、戦国大名が検地を通じてつくり出した土地制度は、必ずしも一律に一職支配的性格を有するものではなく、単なる得分権に転化した「上級領有権」と在地支配権を伴う「下級領有権」との併存という、重層的領有関係を内包する場合も多かった<sup>(8)</sup>。したがって、戦国大名検地は兵農分離をもたらすものとはならなかったのである。それをもって戦国大名検地の不徹底性の証拠とすることはできない。近世幕藩制における一職支配・兵農

分離の成立という後世の結果のみを、歴史の評価基準とすることはできないのである。戦国大名検地の評価は、それによってどのような土地制度・権力編成がつくり出されたのかを具体的に明らかにした上で、総合的に行わなければならない。こうした視角からするならば、戦国大名は検地を通じて在地領主支配を一層深化させた権力構造を生み出したという評価も可能となるのである。

つぎに問題としなければならないのは、戦国大名検地にとつての障害は何であったのかという点である。これについては、安良城氏をはじめ、荘園制下の百姓が有していた権力の強固さを主要とする見解が多い。有光氏が、川氏の検地を百姓内部での争いを利用した「公事検地」と定式化したことも、そうした理解を強める役割を果たしたといえる。

しかし、現実の検地の実施状況を見るならば、古くから指摘されているように、征服地において一円的になされている場合が多く、国衆などの有力国人領に対して行うのが最も困難であった。つまり、領主階級内部の関係のほろが問題だったのである。しかもこの困難は荘園制下の職的権利に基づくのではなく、在地領主が「イエ」支配権などと表現される強固な自立的権限を有していたことに基づいていた。<sup>(9)</sup>したがって、検地貫徹上の主要問題は、この在地領主の自立的支配権をいかに掣肘するかにあったのである。

この点は、つぎの戦国大名検地と太閤検地との関係の問題とかわつてくる。豊臣期に各大名領国で行われた検地の画期性は、いわゆる太閤検地の施行原則に基づいて行われたところではなく、何よりも、在地領主の抵抗を排除して、全領国一円に実施されたところに求めなければならない。<sup>(10)</sup>勝俣氏は、戦国大名検地といわゆる太閤検地との間に、施行方法上の共通性があることを強調した。また、太閤検地といっても、そのすべてが秀吉直属の吏僚によつて行われたわけではなく、各大名が自らの家臣を使って、独自の方法で行った場合も多いのである。

ここでは、前述のような戦国大名の検地方式、およびそれに基づいて形成される土地制度は、維持され徹底されこそすれ、否定されることはなかったと著者は考えている。<sup>(1)</sup> しかも、そこにおいてすらなお、有力国人領に対しては、一筆ごとの坪付を伴わない、所領高と在所名のみを記した「指出前」に基づいた打渡状の発給という、独自の形式をとって行われなければならないのである。したがって、いわゆる太閤検地の意義を、荘園制・家父長的奴隷制の体制的否定として、戦国大名検地と断絶させて評価することはできない。

しかしまた、太閤検地を単なる戦国大名検地の延長としてのみとらえることもできない。豊臣政権は新たに成立した全国统一政権であり、服属した大名を主従制下に置き、軍役体系に編成する上で、豊臣期の検地（＝広義の太閤検地）は独自の意義を有していたのである。同時に、豊臣政権の存在なくして、当該期に各大名が全領国的検地を実施することも不可能だったであろう。

ここで示した視角などから、戦国大名検地が達成したものが何であったのか、またそれは、太閤検地とどう結びついていくのかを、社会経済的構造の深みからより一層具体的に明らかにすることは、戦国大名検地研究に新たな前進をもたらし、中世から近世への日本社会の移行について、新しい豊かなイメージを提供するものとなるであろう。

(1) 第二節注(6)論文、勝俣「戦国大名検地をめぐって」(『史学雑誌』九二―一―二号、一九八三年)参照。

(2) 「板部岡江雪副状」(『相州古文書』第一巻所収)。

(3) 池上裕子「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開」(永原慶二編『戦国期の権力と社会』(一九七六年、東京大学出版会)参照。

(4) 在地全体を直接支配していないという意味で、戦国大名を在地不掌握権力というのであれば、それは成り立たないことも

ない。

- (5) 第一節注(8)論文参照。
- (6) 第三部第二章参照。
- (7) 第二部第三章参照。
- (8) 第三部第一章参照。
- (9) 付言すれば、個々の在地領主は、「国家的公田」を数十倍も上回る「領主的公田」に対し課税を行っているように、この独自の権限に基づいて在地掌握を深化させており、戦国期の百姓支配における領主階級の全力量は、彼らの達成も含めずには正しく評価できないのである。
- (10) 加藤益幹「毛利氏天正末惣国檢地について」〔歴史学研究〕四九六号、一九八一年参照。
- (11) 第三部第一章参照。